

水産業競争力強化緊急事業業務要領一部改正新旧対照表

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添 7）</p> <p>○ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業</p> <p>（事業実施者）</p> <p>第1条 本事業の事業実施者は、次の者とする。</p> <p>（1）浜の活力再生広域プランを策定した広域水産業再生委員会に参画し、漁業を営む個人又は法人。</p> <p>ただし、共同で使用する実態のある持続可能な収益性の高い操業体制を確立するための漁業用機器等（以下「機器等」という。）については、共同での申請を認める。</p> <p>（2）<u>浜の活力再生広域プランに関連する浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）</u>に取り組む<u>地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）</u>が、平成30年度末までの<u>浜の活力再生広域プラン</u>への発展を目指して広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）を設立した場合は、当該調整協議会に参画する再生委員会に所属する、漁業を営む個人又は法人。</p> <p>ただし、本規定において、<u>浜の活力再生広域プラン</u>の策定を目指し、<u>広域水産業再生委員会</u>が設置されている場合は、「調整協議会」とあるのを「<u>広域水産業再生委員会</u>」と読み替える。</p> <p>（3）<u>（1）又は（2）の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、事業実施者としな</u> <u>い。</u></p> <p>ア <u>国のもうかる漁業創設支援事業、がんばる漁業復興支援事業又はがんばる養殖復興支援事業（以下「もうかる事業等」という。）</u>に取り組む事業実施者と用船契約等、養殖生産契約等又は操業契約等を締結し、もうかる事業等に参画している者、又は参画しようとする者。</p>	<p style="text-align: center;">水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添 7）</p> <p>○ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業</p> <p>（事業実施者）</p> <p>第1条 本事業の事業実施者は、次の者とする。</p> <p>（1）<u>浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン（以下「広域浜プラン」という。）</u>を策定した<u>広域水産業再生委員会又は広域漁船漁業構造改革委員会（以下「広域委員会」という。）</u>に参画し、漁業を営む個人又は法人。</p> <p>ただし、共同で使用する実態のある持続可能な収益性の高い操業体制を確立するための漁業用機器等（以下「機器等」という。）については、共同での申請を認める。</p> <p>（2）<u>広域浜プランに関連する浜プランに取り組む再生委員会</u>が、平成30年度末までの<u>広域浜プラン</u>への発展を目指して<u>広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）</u>を設立した場合は、当該調整協議会に参画する再生委員会に所属する、漁業を営む個人又は法人。</p> <p>ただし、本規定において、<u>広域浜プラン</u>の策定を目指し、<u>広域委員会</u>が設置されている場合は、「調整協議会」とあるのを「<u>広域委員会</u>」と読み替える。</p> <p>（新規）</p>

イ 事業実施計画の承認申請日以前1年の間に法令（漁業関係法令及び労働関係法令等）等に違反した者。なお、その起算は、確定した法令違反等の発生日から1年とする。

2・3 （略）

4 広域水産業再生委員会又は再生委員会は、本事業の実施に関して、広域水産業再生委員会又は再生委員会に属し、本事業により生産性の向上等に資する機器等を導入する漁業者に対し、指導及び監督を行うものとする。

（支援対象機器等と助成対象経費）

第2条

1 支援対象機器等

支援対象機器は、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10%以上向上する目標（KPI）の達成に資するものであり、被代替機器と比較し生産性の向上や省エネ・省コスト化に優れた機器であること。また、処分制限期間が5年以上のものとし、1個人、1法人あたり1機種1台（一式）までとする。

（1）省力・省コスト化に資する機器

省力・省コスト化によりKPI達成を目指す機器等。

なお、省コスト化のうち、省エネを目的とした機器を導入する場合、別紙に定める機器導入指針に基づいた以下の機器とする。

ア 漁船用エンジン（船内機または船外機）

現在使用している漁船用エンジンと比べ5%以上燃油使用量が削減可能で、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業（以下「復興事業」という。）において、水産庁長官承認の「省エネ機器設備基準」に記載された機器。

イ その他の機器

現在使用している機器と比べ10%以上燃油使用量が削減可能な省エネ機器。

（2）（略）

2 （略）

2・3 （略）

4 広域委員会又は再生委員会は、本事業の実施に関して、広域委員会又は再生委員会に属し、本事業により生産性の向上等に資する機器等を導入する漁業者に対し、指導及び監督を行うものとする。

（支援対象機器等と助成対象経費）

第2条

1 支援対象機器等

支援対象機器は、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10%以上向上する目標（KPI）の達成に資するものであり、被代替機器と比較し生産性の向上や省エネ・省コスト化に優れた機器であること。また、処分制限期間が5年以上のものとし、1個人、1法人あたり1機種1台（一式）までとする。

（1）省力・省コスト化に資する機器

省力・省コスト化によりKPI達成を目指す機器等。

なお、省コスト化のうち、省エネを目的とした機器を導入する場合、別紙に定める機器導入指針に基づいた以下の機器とする。

ア 漁船用エンジン（船内機または船外機）

現在使用している漁船用エンジンと比べ5%以上燃油使用量が削減可能で、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業（以下、「復興事業」という。）において、水産庁長官承認の「省エネ機器設備基準」に記載された機器。

イ その他の機器

現在使用している機器と比べ10%以上燃油使用量が削減可能な省エネ機器。

（2）（略）

2 （略）

<p>3 事業適用期間</p> <p>本事業による機器等の導入は、助成金交付決定の日から平成 30 年 3 月 31 日までに完了するものとする。</p> <p>4 過去の事業との関連</p> <p>過去に本事業又は他の補助事業（特に、水産業体質強化総合対策事業のうち沿岸漁業等体質強化緊急対策事業のうち漁業経営体質強化対策事業のうち体質強化グループ活動支援事業、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業、漁業経営セーフティーネット構築等事業のうち省エネ機器等導入推進事業をいう。）により導入した機器等のうち処分制限期間を経過していない機器等を被代替機とする場合には、本事業で助成の対象としない。</p> <p>（事業実施者からの応募）</p> <p>第 3 条 本事業を実施しようとする事業実施者は、水漁機構が定める期日までに「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画承認申請書」（別記様式第 8－1 号）、「事業実施者の概要と実施計画」（別記様式第 8－1 号の別添）及び見積書等のほか、次の書類を添えて、<u>広域水産業再生委員会</u>又は再生委員会が取りまとめた上で水漁機構に提出する。</p> <p>（1）<u>広域水産業再生委員会</u>又は再生委員会規約（調整協議会に参加している再生委員会は、当該調整協議会の規約も提出するものとする。）</p> <p>（2）<u>広域水産業再生委員会</u>又は再生委員会の委員名簿（調整協議会に参加している再生委員会は、当該調整協議会の委員名簿も提出するものとする。）</p> <p>（3）<u>広域水産業再生委員会</u>又は再生委員会に属する漁業者全員の氏名及び漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領第 4 又は第 5 の事業への加入の状況を記載した名簿</p> <p>（事業実施計画の承認及び交付決定）</p> <p>第 4 条 水漁機構は、第 3 条の応募があった場合には、事業実施者から提出された計画承認申請の内容が以下の助成要件に適合することを確認する。</p> <p>（1）・（2）（略）</p>	<p>3 事業適用期間</p> <p>本事業による機器等の導入は、助成金交付決定の日から平成 29 年 3 月 31 日までに完了するものとする。</p> <p>4 過去の事業との関連</p> <p>過去に他の補助事業（特に、水産業体質強化総合対策事業のうち沿岸漁業等体質強化緊急対策事業のうち漁業経営体質強化対策事業のうち体質強化グループ活動支援事業、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業、漁業経営セーフティーネット構築等事業のうち省エネ機器等導入推進事業をいう。）により導入した機器等のうち処分制限期間を経過していない機器等を被代替機とする場合には、本事業で助成の対象としない。</p> <p>（事業実施者からの応募）</p> <p>第 3 条 本事業を実施しようとする事業実施者は、水漁機構が定める期日までに「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画承認申請書」（別記様式第 8－1 号）、「事業実施者の概要と実施計画」（別記様式第 8－1 号の別添）及び見積書等のほか、次の書類を添えて、<u>広域委員会</u>又は再生委員会が取りまとめた上で水漁機構に提出する。</p> <p>（1）<u>広域委員会</u>又は再生委員会規約（調整協議会に参加している再生委員会は、当該調整協議会の規約も提出するものとする。）</p> <p>（2）<u>広域委員会</u>又は再生委員会の委員名簿（調整協議会に参加している再生委員会は、当該調整協議会の委員名簿も提出するものとする。）</p> <p>（3）<u>広域委員会</u>又は再生委員会に属する漁業者全員の氏名及び漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領第 4 又は第 5 の事業への加入の状況を記載した名簿</p> <p>（事業実施計画の承認及び交付決定）</p> <p>第 4 条 水漁機構は、第 3 条の応募があった場合には、事業実施者から提出された計画承認申請の内容が以下の助成要件に適合することを確認する。</p> <p>（1）・（2）（略）</p>
---	--

(3) 浜の活力再生広域プラン又は機器事業実施計画に関連する浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を基準年と比較して10%以上向上する目標（KPI）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

2 (略)

3 通知を受けた事業実施者は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付申請書」（別記様式第8-3号）により、広域水産業再生委員会又は再生委員会が取りまとめた上で水漁機構へ交付申請を行い、水漁機構は申請内容を確認した上で、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定通知書」（別記様式第8-4号）を通知する。

4 (略)

(事業結果の報告及び助成金の請求)

第5条 事業実施者は、事業終了後、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実績報告書」（別記様式第8-5号）、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金精算払請求書」（別記様式第8-6号）のほか、証拠書類を添えて、広域水産業再生委員会又は再生委員会が取りまとめた上で水漁機構へ提出する。

2 (略)

(実施状況等の確認)

第6条 事業実施者は、機器事業実施計画の実施状況について、本事業実施後、水漁機構が定める期日までに前条第1項に基づく実績報告書等を、広域水産業再生委員会又は再生委員会が取りまとめた上で水漁機構に提出するものとする。

2・3 (略)

4 事業実施者は、第4条第1項第3号に定める取組の目標（KPI）達成状況の報告について、事業開始年度から毎年度、目標（KPI）の達成状況を水漁機構が定める期日までに、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書」（別記様式第8-8号）により、広域水産業再生委員会又は再生委員会が取りまとめた上で、水漁機構に提出するものとする（事業開始年度を含め5年以内のい

(3) 広域浜プラン又は機器事業実施計画に関連する浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を基準年と比較して10%以上向上する目標（KPI）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

2 (略)

3 通知を受けた事業実施者は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付申請書」（別記様式第8-3号）により、広域委員会又は再生委員会が取りまとめた上で水漁機構へ交付申請を行い、水漁機構は申請内容を確認した上で、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定通知書」（別記様式第8-4号）を通知する。

4 (略)

(事業結果の報告及び助成金の請求)

第5条 事業実施者は、事業終了後、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実績報告書」（別記様式第8-5号）、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金精算払請求書」（別記様式第8-6号）のほか、証拠書類を添えて、広域委員会又は再生委員会が取りまとめた上で水漁機構へ提出する。

2 (略)

(実施状況等の確認)

第6条 事業実施者は、機器事業実施計画の実施状況について、本事業実施後、水漁機構が定める期日までに前条第1項に基づく実績報告書等を、広域委員会又は再生委員会が取りまとめた上で水漁機構に提出するものとする。

2・3 (略)

4 事業実施者は、第4条第1項第3号に定める取組の目標（KPI）達成状況の報告について、事業開始年度から毎年度、目標（KPI）の達成状況を水漁機構が定める期日までに、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書」（別記様式第8-8号）により、広域委員会又は再生委員会が取りまとめた上で、水漁機構に提出するものとする（事業開始年度を含め5年以内のいずれかの年

ずれかの年度において、取組の目標（K P I）を達成した場合も、事業開始年度を含め5年間は、毎年度ごとに達成状況を水漁機構に提出するものとする。）。

5 （略）

（助成金の交付）

第7条 水漁機構は、第5条第1項の実績報告書等の提出を受け、事業実施内容を確認したのち、事業実施者に対し、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金の額の確定について」（別記 様式第8-9号）により、助成金の額の確定と支払の通知を行うとともに、金融機関に開設した事業実施者の口座に助成金の支出を行う。

2 水漁機構は、事業実施計画の承認申請を行った日の翌日から、機器等の導入を完了するまでの間に事業実施者が法令（漁業関係法令及び労働関係法令等）等に違反した場合は、当該事業実施者に対し、助成金の支出を行わない。また、当該事業実施者に対し、既に助成金が概算払いにより交付されているときは、助成金の返還を命じるものとする。

3 水漁機構は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

4 第2項及び前項の助成金の返還は、本法人が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

5 水漁機構が事業実施者に対し第2項及び第3項の命令をしたときは、水漁機構は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第8条～第11条（略）

度において、取組の目標（K P I）を達成した場合も、事業開始年度を含め5年間は、毎年度ごとに達成状況を水漁機構に提出するものとする。）。

5 （略）

（助成金の交付）

第7条 水漁機構は、第5条第1項の実績報告書等の提出を受け、事業実施内容を確認したのち、事業実施者に対し、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金の額の確定について」（別記 様式第8-9号）により、助成金の額の確定と支払の通知を行うとともに、金融機関に開設した事業実施者の口座に助成金の支出を行う。

（新規）

2 水漁機構は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

3 前項の助成金の返還は、本法人が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

4 水漁機構が事業実施者に対し第2項の命令をしたときは、水漁機構は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第8条～第11条（略）